

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合
(判例集等関係第2回) 議事要旨

令和4年9月16日(金)
午後1時30分から午後2時45分まで
於 ミーティング室

(総務局長)

各委員におかれては、御多忙な中、本会合に御出席いただき感謝申し上げます。前回の会合に引き続き、委員の皆様方には、裁判所の行うべき調査について、その適正さを担保するために多角的かつ忌憚のない御意見、御助言を賜るようお願い申し上げます。

議事進行については、委員の互選により選出される座長に行っていたいている。委員の構成が変更になっているため、再度御意見を伺いたいが、前回槌木委員に座長をお務めいただいたところである。

(各委員)

槌木委員が座長を務めることにつき異議なし

(総務局長)

それでは、今後の議事進行については、座長の槌木委員にお願い申し上げます。

なお、今回の会合においても議事は非公開とした上で、顕名の上である程度詳細な議事要旨を作成し、裁判所ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)上に公開したいと考えているが、御意見を伺いたい。

(各委員)

異議なし

(座長)

前回以降に行われたサンプル調査の内容及び結果について、庶務の方から説明をお願いします。

(第二課長)

まずは、これまでの経緯につき、簡単に御説明する。

前回の会合では、本年3月末までを目途にサンプル調査を行う方針について御理解をいただき、同調査を実施した。本年3月末までには一応の作業を終え、本年5月には、同調査の結果判明した記載違いの一覧をウェブサイト上に公表した。他方、委員の皆様方に御意見を伺うべき今後の調査の進め方を検討するに際し、同調査の結果だけでなく、その分析やデジタル技術の手

法を取り入れた調査方法の可否の検討などに時間を要し、本日、第2回の会合の実施となった。

続いて、今回実施したサンプル調査の内容及び結果の概要について御説明する。前回の会合で御議論いただいたように、昭和23年から平成29年までの70年間について、各年一つずつ最高裁の判決・決定を抽出してサンプル調査を実施することとしたが、その調査対象をリストとしたものが資料3である。抽出の方法としては、実務においても参照される著名な裁判集に掲載されたもののうち、大法廷判決・決定を優先し、対象年に大法廷判決・決定がないものについては、小法廷判決・決定から選択し、民事事件と刑事事件の比率が1対1となるようにした。資料3には「判例集」欄と「web」欄が記載されているが、例えば、「判例集」欄に「○」が記載されている場合には、判例集を調査したという意味であり、判例集のみ調査したものが20件、ウェブサイトのみ調査したものが20件、両方調査したものが30件となるが、これもどこかの年代に偏ることのないように配分した。

調査の方法については、裁判所の職員が、実際の裁判書の原本（謄本）と対象の判例集やウェブサイトの記載を一字一字確認し、その作業を各裁判例について2回行う、いわゆるダブルチェックを実施した。

なお、調査の対象から、相違の内容が異体字であるものについて除外した。

今回のサンプル調査を実施した結果をまとめたものが資料4である。判例集には102箇所、ウェブサイトには184箇所の相違が発見され、相違の内容としては、誤字を含む文字の変更が117箇所と最も多く、これに続いて、文字の脱落や、「・・・」（リーダ）の数や種類の相違などがそれぞれ約30箇所ずつ見られ、これらが発見された相違の半分以上を占めた。句読点の脱字、加入、変更については、合計で47箇所あった。他方、フレーズや単語単位での相違については、加入は見られず、脱落は黄色の「脱字2」で示されているとおり合計11箇所見られた。これらをまとめた資料5によれば、フレーズや単語単位の脱落は昭和23年から昭和56年までの比較的古い時代にのみ分布していた。

具体的な相違の内容を見ていくと、前回調査した14件の裁判例に含まれていた、①行単位での脱落や②肯定文が否定文となっているように見えるものは確認できなかった。このように今回のサンプル調査によって判明した相違は、当該箇所を見れば、誤記であることが明らかであるといえるものが大半であった。今回のサンプル調査で発見された相違を一覧化した資料6の3頁、昭和25年の裁判例の表の1列目において、実際の裁判書では、「國民を」とされているところ、判例集では「国氏を」と記載されていたが、国氏

という語句は一般的ではなく、また「氏」と「民」の文字が見た目として似ていることから、容易に「国民」の誤記であると読み取れるように思われる。これらのほか、当該箇所だけ見ても直ちに誤記であるとの判断が困難であると思われる数個についても、前後の文脈も踏まえれば誤記であることが読み取れるようにも思われる。例えば、資料6の5頁、昭和27年の裁判例の表の5列目において、実際の裁判書では「新憲法の条規に反する場合を」とされているところ、判例集では「条規に反する」が脱落し、「新憲法の場合を」と記載されている。ただ、この箇所は齋藤悠輔裁判官の反対意見の一部であるところ、後に、別の裁判官の個別意見において「齋藤裁判官も述べているとおり」と記載された後に、「その法律、命令等の制定の形式が新憲法の条規に反する場合を含まない。」と実際の裁判書で記載された文を引用していることや、この箇所の前には「憲法98条1項の規定は、旧憲法時代の法律、命令等の内容、実質が新憲法の条規に反する場合はその効力を有しないことを規定したにとどまり、その法律、命令等の制定の形式が」との文章が記載されており、「法律、命令等の内容、実質」と、「その法律、命令等の制定の形式」が前後で対比された文章になっているため、前後の文章の対比関係からすると、上記「新憲法の場合を」という点が一部のフレーズが脱落しているものと読み取ることができるように思われる。

なお、資料6の1頁、昭和23年の判例集では、本文中に「（その他の判決理由は省略する。）」との記載があり、実際の裁判書の記載の一部が省略されたものが見つかった。また、その他の裁判例についても、実際の裁判書では「憲法が保障」とされていたものが、判例集では「憲法が保障」と濁点が追記されているもの（資料6の3頁、昭和25年の裁判例の表の6列目）や、実際の裁判書では一箇所だけ「示域」とされていたものが、判例集では、他の箇所と同じく「示威」と統一されているもの（資料6の6頁、昭和28年の裁判例の表の8列目）も見つかっており、相違の原因の一つとして、判例集の編集・刊行時に読みやすさに配慮するなどの観点から実際の裁判書と異なる表記にした可能性があることが窺われた。

年代毎の分布について、今回のサンプル調査では、平成19年以降の裁判例には相違が見られなかったが、判例集は平成7年まで、ウェブサイトは平成18年までに相違が見られるという結果だった。

なお、既にウェブサイト上に公表済みのサンプル調査の結果では、平成18年の裁判例につき、判例集についても相違が見られたとしていたが、今日までの再確認作業により、相違がなかったものと判明した。具体的には資料6の37頁の表の1列目のとおり、実際の裁判書ではある句点が、判例集の

記載ではなかったとしていたところ、正確には判例集の記載でも句点があった。このような調査結果に誤りが発生した原因は、サンプル調査を実施するために事務方で用意した判例集のコピーの中に、印字の関係で確認しにくいものが混入していたためである。また、同じく平成18年の裁判例で確認された、実際の裁判書に記載がない「(別紙)」との記載がウェブサイトにはあるという相違だが、ウェブサイト中では本文と別紙との間で改頁がされていないことから、読みやすさの観点から本文と別紙部分との区別を付けるために挿入したものと考えられ、これはあえて相違として扱わなくても良いのではないかと考えている。資料7によれば、年代毎に見てみると、裁判書が手書きで記載されていた昭和23年及び24年の裁判例では、いずれにおいても相違が見られ、裁判例1件当たりの相違の数の割合も約4.6箇所と多く見られた。裁判書が縦書きの活字で記載されていた年代のうち、特にフレーズや単語単位での脱落が見られた昭和56年までについては、相違の見られる頻度が約78パーセントであり、裁判例1件当たりの相違の数の割合も約5箇所と多く見られたが、それ以降の年代は、それ以前に比して相違の数の割合が約5分の1程度に減少し、裁判書が横書きで記載されるようになってからはさらに1件当たりの相違の数の割合が0.25箇所とかなり少なくなった。

判例集とウェブサイトのそれぞれについて発見された相違箇所の類型を比較すると、ウェブサイトの相違として多く見られたのは、句読点の加入や変更、文字や濁点等の変更、改行・スペースの変更といった類型であり、判例集の相違として多く見られたのは、句読点の脱字、「・・・」(リーダ)の数や種類の相違などのその他の変更の類型で、それぞれに特徴が見られた。資料8によれば、判例集とウェブサイトの両方を調べた30件について見ると、それぞれで同一の相違が見られた箇所は30箇所あり、これらについては、実際の裁判書のみ記載が異なる形となっていたが、その余については、判例集のみ異なっている箇所が58箇所、ウェブサイトのみ異なっている箇所が77箇所である。ウェブサイトと判例集の相違の多くは共通しておらず、その原因も異なるものと考えられるが、それぞれの相違の具体的な内容や分布状況からして、ウェブサイトに掲載する過程でOCRの誤認識や判例集の編集・刊行時における誤記・脱漏等が発生したことが窺われた。

先ほど触れた、判例集の編集・刊行時に読みやすさに配慮するなどの観点から実際の裁判書と異なる表記にしたことがある可能性について、補充調査を行ったところ、2件の裁判例について、裁判書における誤記を判例集の記載において訂正したことが原因と思われる相違が確認された。具体的には資

料6の38頁、平成25年の裁判例において、実際の裁判書に「同法（注・地方税法を指す。）432条に基づく」との記載があるところ、判例集ではこの箇所が削除されていたが、この箇所は前後の文脈からして余事記載となっており、意味の通じないものとなっている。また、資料6の39頁、平成27年の裁判例において、実際の裁判書に「得ないこととなる」と記載されているところ、判例集では「得ないこととなる」とされ、「と」の一字が加入されていた。もっとも、調査で確認された記載の相違を、内容面や外形のみから誤記の訂正の趣旨によるものかを区別することは困難であると考えられるので、今後の調査を行うに際してもどのような内容の相違が生じているかを検討していくべきであると考えている。

（座長）

資料6は細かい対比をつけてもらっており、分かりやすかった。70年分をやってみると、一定の傾向や、どのような相違があるか、偏りがあるかが分かりやすくなった感じがする。新しいものは比較的大丈夫ということが見えてきている。委員において、今の説明について何か質問はあるか。

（各委員）

質問なし

（第二課長）

事務方としては、誤記であることが明らかである、あるいは文脈から誤記と読み取れるのではないかと考え、一定の評価に踏み込んだ分析を御説明したが、その点についても御意見を伺いたい。

（座長）

特段の違和感は感じなかった。

（高橋委員）

同様の感想である。

（座長）

続いて、庶務より、ウェブサイトへの掲載及び判例集の編集・刊行の事務フローに関する内部調査等の結果についても説明をお願いします。

（第二課長）

ウェブサイトへの掲載及び判例集の編集・刊行の事務フローについて、内部調査を実施したので、その結果の概要について御説明する。

前回の会合で現在の事務フローについて御説明し、現在のウェブサイトへの掲載フロー及び判例集の編集・刊行フローでは、いずれも最終的なウェブサイトへの掲載や判例集の刊行に先立って、裁判書原本の写しとの複数回の対照が組み込まれている仕組みとなっていたが、各フローが過去のいつから

行われてきたかについて、客観的な資料等が見当たらないことから、各フローのいずれかに関与したことがある総務局第二課判例法令係又は裁判部に在籍していた職員（退職している者を除く。）のべ28名を対象にヒアリングを実施し調査を行った。その結果、遅くとも平成28年4月からは、現在の各フローと同様のフローによりウェブサイトへの掲載及び判例集の編集・刊行が行われていたことが認められた。

（座長）

裁判書原本をコピーしてから作業を始めているということだが、古い時代はコピーが劣悪で、色々な意味で間違いが生じても仕方がないというところもあるかもしれない。

今の庶務の説明について、委員から質問などはあるか。

（各委員）

質問なし

（座長）

以上の調査結果の説明を前提として、本件について今後裁判所が行う調査の方向性について、庶務より説明をお願いします。

（第二課長）

これまで行ってきたサンプル調査及び内部調査を前提として、最高裁の考える本件についての今後の調査の進め方は、次のとおりである。

まず、前提として、前回の会合でも御指摘のあった、調査においてデジタル手法を活用できるかについて、これまでの検討の概要を御説明する。判例集等の記載と実際の裁判書との記載の相違を調査する場合、次のような工程が想定される。すなわち、① 対象の裁判書原本をスキャンし、文字データ化（OCR）する、② ソフトを使用して文字データ同士を比較する、③ 変更があるとされた箇所について、調査の対象となる「相違」かどうかを判断する、④ 相違についてのリストアップ、⑤ 修正作業。このうち、①の工程に関し、OCRの精度の問題があり、民間の業者に実際にOCRを行ってもらったところ、手書きの裁判書についてはほとんど読み取ることができず、平成12年頃までの縦書きの裁判書についても一応読み取れるもののその精度は高くないことが分かった。また、④のリストアップは自動化するようなソフトウェアの開発が必要となるところ、相違のリストアップなどの一定のシステムを組んでもらうことも想定すると、数千万円程度の開発費用を要するようである。そうすると、デジタル技術の導入になじみやすい、裁判書が横書きになった平成13年以降の裁判例については、サンプル調査の結果によっても、それほど「相違」がなく、その内容も意味に大きな影響を与える

ものとはいえないように思われ、これらについて予算をかけてデジタル技術を導入することについては、費用対効果の観点から問題があるように思われた。他方で、それより前の時代の裁判例については、現状、OCRの精度の問題があり、どこまで合理化・効率化が可能であるか判然としない。

このようにデジタル技術の導入に一定のハードルがあること等に鑑みれば、今後の調査についても、サンプル調査と同様に、裁判所の職員による手作業で着実に調査を行ってまいりたい。この点について、調査期間を短縮し合理化を図るためには、非常勤職員の雇用や外注なども考えられるが、そもそも、外注をした場合には、その検収を行う必要が生じ、結局職員の手作業が発生することが考えられるほか、予算としても相当程度を要する見込みであるところ、既に御説明したサンプル調査で発見された相違の具体的な内容に照らせば、デジタル技術の活用も含めて、調査への予算の投じ方については、引き続き検討課題としたい。ただ、以前の14件の調査の際には、①行単位での脱落、②肯定文が否定文となっている相違があったことを踏まえて、同じように脱落等があるかもしれない年代については、現状の態勢で、一定の時間をかけてでも調査をしていくことが相当であると考えている。

その上で、委員の皆様にご意見を伺いたい点は次のとおりである。大法廷判決の重要性、脱落が確認されているものが1件を除き大法廷判決であること、大法廷判決では、手書き時代・縦書き時代のものが全体の9割以上を占めているといった年代別の分布状況を踏まえ、当面は大法廷判決を調査することとしたい。ウェブサイトの方が利用者（国民全体）からのアクセスが容易であることを踏まえ、少しでも早く調査を進めていくために、ウェブサイトを優先的に調査することとしたい。他方、フレーズ・単語単位での相違に着目する形での対照や、デジタル技術の活用などにより調査の効率化も図っていき、可能な範囲で判例集についても並行して調査を行い、これらの結果も踏まえて、更なる調査を行うかについて検討することとしたい。この大法廷判決の調査にも単純計算では数年を要する見込みであるが、まずは進捗の報告を目的として1年後を目処に再度会合の機会をいただきたい。

(座長)

いくつかの内容に分かれていたと思う。デジタル技術の活用については、様々な問題があっても効果的ではなく、職員による手作業を進めていくのはどうかという点についてはどうか。質問などはあるか。

(各委員)

質問、意見はない。

(座長)

続いて、調査対象はどうか。大法廷判決を中心にしたいというところ、ウェブサイトか判例集かというところである。

(高橋)

ウェブサイトの利用頻度が高まっているので、これを先に措置することについては異論がない。しかし、公式の判例集についても、公式であることから、ウェブサイトで調査した裁判例については判例集までも時間をかけてでも措置してもらいたいと思う。

(神田)

利用者からの信頼、学者からの要請もある。他方で庶務から説明があったとおり、コスト負担も現実的には考えなければならない。全てか一部かといえば、結論として一部に限定せざるをえないと思うが、1つ目には大法廷判決に限るのか、小法廷判決も含めるのか、2つ目には時期的な限定、3つ目には判例集又はウェブサイトのいずれか、あるいはどちらもか、という3点を検討する必要があると考えている。当面は、という言葉があったが、現時点で小法廷を除外するというのでないのであれば、大法廷からということで提案に賛成したい。ウェブサイト又は判例集という点についても、ウェブサイトを優先し、現時点で判例集を除外するというのでないのであれば、利用者である国民のアクセスの観点から、賛成したい。年代については、大法廷に限定するのであれば、全体をやるということにて異存なく、小法廷判決もやるということになった場合には、いずれかの年代にて区切るという論点は出てくると思う。資料7で出現頻度の記載があったが、平成16年以降はゼロパーセントであることを踏まえて、思い切って外すことも考えられる。フレーズ単位の脱落が見られたのが昭和56年までであれば、そこまでよいという考え方もありうる。いずれにしても、今できることに最善を尽くし、説明責任を果たすことが大事である。技術革新の可能性もあり、当面の方針に従って検討し、今後改めて議論していきたい。

(座長)

両委員の意見と大体同じところ。対象も相当件数があって、マンパワーの限界などもある。庶務の説明のとおりのところからまずやっていくというところ。その進捗状況を見ながら、再度検討するということになるのだと思う。

細かいところであるが、相違の種類の説明があり、大半については大きな誤解が生じないのではないかという話があった。致命的なのは、フレーズや単語を飛ばすということになると、大きく意味を欠いてしまうことがあるが、作業するにあたって、フレーズ・単語単位により着目する方が効率的ではないかと思うが、その点はどうか。

(高橋)

割り切った方がいいと思う。最初はもっと大きな間違いがあるのではないかと思ったが、調査の中でそのような大きな間違いは少ないことは確認されたのではないかと思う。「が」が「か」になり、点が抜けるとかについては、意味が取れないということではないので、そこに細かく着目して拾い上げることが効率的なのかという気がしている。割り切って、全体の意味の理解を妨げないものは、調査から外すということはあり得る。他方、条文の引用を誤っているようなものは除外してもらいたくない。法律的な理解がずれ得るようなものについては調査してもらいたい。濁点や句読点は読み手が理解すればいいと思う。

(神田)

総論は異論がないが、検証作業の中で、フレーズ・単語の脱落に絞ることがどの程度負担の軽減になるかよく分からないので、そのような視点から、可能な範囲で柔軟に検討していただきたいと思う。

(座長)

職員に対して、濁点や句読点については外す、フレーズ・単語の脱落に絞るということを指示したときに、作業の効率化は図れそうか。

(第二課長)

集計等の作業にかかる負担は相当減ると思う。書記官は、判決チェックをすることがあるので、文章の意味が取れるか、という観点からのチェックは慣れている。他方、句点等については一字ずつ見ていくので、判決チェックとは少し違った作業になるようである。デジタル技術の導入に際して、フレーズ・単語単位であれば、OCRで粗々でも探せるということもあるかもしれない。ただ、作業が半分になるとかそのレベルの削減になるかというところから分からない。

(座長)

機械でなくて、人が見るので、ことの重要性の順番を考えると、フレーズ・単語中心に見てくれということであれば、作業効率も高くなるのでは、と思うが。できるだけ早く柔軟にやっていただければと思う。

(神田)

一般論としてはそのとおりである。他方、今回は大法廷判決を対象を絞るので、調査方法についても絞ることが適切か。句読点で意味が変わるとの指摘もあり得る。大法廷判決までは句読点まで全てチェックすべきという考え方もあるので慎重に考えた方がよいと思う。

(座長)

対象判決の数が800件程度であるとする、現在想定する態勢でどの程度の時間を要するのか。

(第二課長)

単純計算だと、数年程度かかると思う。

(局長)

ウェブサイト、判例集の両方やると2倍かかるが、片方だけでも約3年程度、今回のサンプル調査でやったことと同じ内容をやろうとするとそのくらいと思う。

(座長)

できる限り早く重大な誤記載が調査できればと思う。フレーズ・単語単位に絞り早く800件を済ませるのが優先されるべきではないかと思う。

(神田)

フレーズ・単語単位に絞って調査した後、句読点等を見ていないことがどのように受け止められるのか懸念がないわけではない。問題提起的に句読点等も見るという考え方についても意見交換した方がいいと考えたものであり、結論において大きくこだわるものではない。

(座長)

見つけた誤記載などの重要性、分析の結果が、句読点等の扱いにつながってくるのだろうが、外から聞かれたり指摘されたときに、サンプル調査を前提として、重要な相違を調査するのが先だ、ということを一丁に説明できる態勢を作っておくということであればいいのではないか。

(高橋)

我々委員の間で、第三者として、コスト、時間や優先順位等の様々な観点から議論すればよいと思う。点が入ると法令解釈も変わることが例外的にあり得るが、そのことがもはや研究の対象レベルになってくるようなものである。そのような意味では、優先的に梶木先生のおっしゃるような、大きな間違いを早めに訂正するということが適切かと思う。

(神田)

本来は全てを対象とできればいいが、最大公約数的に考えて、大法廷判決に限るのであれば、句読点もチェックできればいいのではないかと考えた。もっとも、大きな間違いの是正が遅れないようにする必要もある。方向性についてはきちんと説明して開示する必要があると思う。

(座長)

このようなところを受け止めて庶務で検討していただければと思う。

(第二課長)

今回委員の皆様方に調査の方向性について御示唆をいただいたので、裁判所では、これを踏まえて、調査を実施することとしたい。他方、この調査には単純計算で3年間程度の時間を要する見込みで、対象を絞ることで短縮することも可能かもしれないが、裁判書原本の取り寄せやコピーなど効率化できない工程もあるので、まずは1年後を目途に中間的に報告を行う会合を設けたいと考えている。同会合では、併せてデジタル技術の利活用の可否等についての検討結果についても御報告することを予定している。

(座長)

それでは、第2回の会合を終了する。